

〔6月〕人口の動き

人口	4,091 人
世帯数	955 世帯
出生	3 人
死亡	7 人
転入	14 人
転出	18 人

(6月末住民登録人口より)

ひがし しらかわ 広報

第143号

発行

東白川村役場総務課

岐阜県加茂郡東白川村

TEL (東白川) 13

印刷

中部印刷KK

昭和46年8月10日発行

にぎわった 盆おどり

夏の一夜を、暑さを忘れて踊った盆おどり。

失なわれつつある情緒あるこうした催しものは、いつまでも続けてほしいものです。

一神土区盆おどりのひとこま



具体化した道路行政

生活道開設などに村費補助

さる、七月八日に開かれた村議会において、かねてから要望の強かった「農林道など開設事業実施要綱」と、「生活道開設事業補助金交付要綱」が公表されました。

これにより新規開設農林道、道路災害復旧、一般生活道路、橋などの新設、改良工事の補助残負担の軽減や、事業に対する大幅な村費補助が受けられることになりました。

村ではみなさんにこの要綱の内容を良く知っていただくためこの制度の利用により村内の道路網の整備と交通安全に役立ててくださる

よう望んでいます。

なお、不明な点がありましたら産業建設課建設係へお問い合わせください。

「生活道補助金交付要綱」のあらまし

この要綱の目的は、村民の日常生活に必要な自動車道開設に対し補助金を交付し、辺地の道路交通の確保と住民福祉の向上に寄与することです。

補助対象として採択されるためには次のような条件があります。

1 新設道路であること（小橋梁暗渠工を含む）。橋については

改良も含まれます。

2 開設延長五十メートル以上であって、事業費が十万円以上であること。

3 幅が三メートル以上であること。

4 いずれの補助対象事業にも該当していないこと。

工事の施行方法は、自力施行、請負施行のいずれでもよいのですが普通自動車の通行安全な道路であること。

補助対象となる事業は

1 ブルドーザー借上料（人力施行の場合は百メートル当たりブルドーザー借上単価の二十時間分です）。

2 石積およびブロック積費

3 コンクリート二次製品費

4 コンクリート費

5 鉄鋼二次製品および素材、木材二次製品費

6 その他購入資材費

補助金を受けようとする場合は工事の実施計画書、補助金交付申請書等を提出し、竣工審査を受けるわけですが、補助対象事業費として認められた工事費の三分の一の補助金が交付されます。

こうした制度をできるだけ有効に利用し、私たちの道を整備したいものです。

助役収入役を再選

こんどの村議会において任期満了となった本村助役と収入役の選任同意が行なわれました。

この結果、助役に桂川真郷氏、収入役には小池正二氏がそれぞれ

賛成で可決されました。

助役、収入役の任期はそれぞれ四年で、安江村長とともに村政発展のための手腕が期待されています。

農林道など開設改良事業の実施要綱
事業別、道路区分別の負担率表

事業区分	事業名	負担率	
		事業費	地元負担率
国庫補助認定事業	1. 開設事業	(1) 連絡道路、循環道路開設事業	10%
		(2) 生活道開設事業	20%
		(3) 農林地など受益道開設事業	30%
村単独事業	2. 改良事業	(1) 道路改良事業	10%
		(2) 橋梁改良事業	20%
	3. 災害復旧事業	(1) 全幅2.5m以上の道路橋の災害復旧事業	0%
生活道開設事業(別に定める補助要綱による)	交通危険箇所局部改良事業	(1) 全幅2.5m以下1.2m以上の道路橋の災害復旧事業	10%
		(2) 主要路線における交通カ所の局部改良事業	0%
	生活道開設事業	(1) 幹線道路改良事業(橋を含む)	0%
生活道などの災害復旧事業		(2) 連絡道路、循環道路などにおける橋の改良事業	10%
		(3) 生活道、循環道路などにおける橋の改良事業	20%
		(4) 農地、林地など受益地に通ずる橋の改良事業	20%
生活道などの災害復旧事業		(1) 生活道、循環道路などにおける災害復旧事業	0%
		(2) 農地林地など受益地に通ずる道路災害復旧事業	10%
		(3) 生活道などの災害復旧事業	10%

HYK

施設の更新が具体化

完成後は村へ所管替え

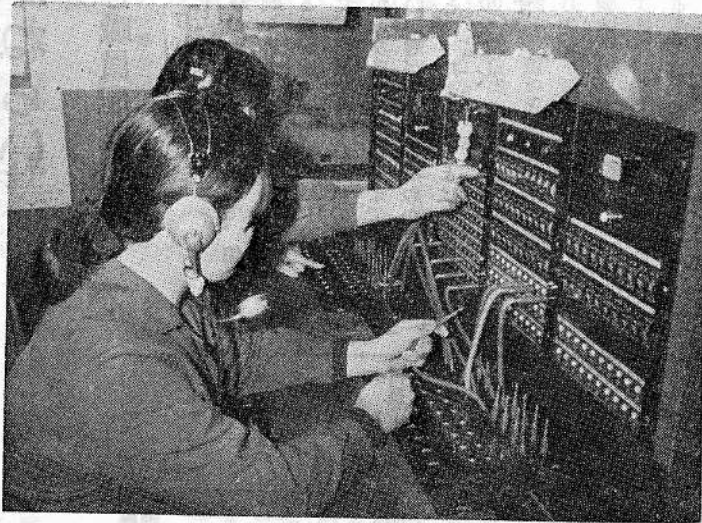
許更新の時期がきています。村では、さっそく建設委員会を設置。さる七月二十七日役場で第一回の委員会を開催しました。

この建設委員会は議会から五人農協から五人、現有線放送協会役員一名、加入者代表三名の構成で委員長には今井兼一氏（五加大沢）が選ばれました。

会議は、現況についていろいろ検討した後、こんど建設するのは今までのような有線放送電話にす

るか、地域間電話にするかで協議しましたが、村の実情からみて有線放送電話がもっとも適していることになり、その施設、設備の内容については、今後の委員会で協議検討することになりました。

同委員会では、できるだけ早急に結論をだして、皆さんへのPRを行ない、ことしから来年にかけて工事をすすめ、昭和四十八年一月から業務を開始できるよう計画の立案などを行ないました。



↑ 昭和36年に建設いらい活躍している現在の施設

昭和三十六年九月に建設されてから村内の情報源として、電話として活躍してきたHYK（東白川村有線放送協会）は、早ければ昭和四十七年度後半から、村へ所管替えされることになりました。

これは、いままでも農協所管で運営されてきたのを、最近の実状から村へ所管替えしてほしいとの要望に対して、さきの議会で全員賛成で可決されたものです。

有線放送の現施設、設備は十年を経て老朽化したこと、最近の社会情勢から全自動式への切り替えの必要性が高まり、さらに国の免

ふるさとの話題

東京村人会に村長出席

東京都周辺の本村出身者たちで組織している東京東白川村人会（会長安江時三氏）の総会が、さる七月十八日に開かれ、結成いらいはじめて村長が出席しました。

この総会は、午後一時から都下の階行社で開かれ、会員の約三分の一にあたる三十名が出席、なごやかに歓談をかわし、特に村長が出席したことによってふるさとの話題に集中したようです。

村人会が結成されてから、こんどの総会は九回を数え、そのつながりは年々密接となっています。

はじめて東京へ進学、就職した人たちの世話や激励、中学生の修学旅行時の案内や世話、会員相互の連絡や激励、常にふるさとへの関心を持つて災害時の見舞金、奨学資金のかんばなど愛村精神は在村している私たち以上です。

とかく都会の人たちは人間関係が冷たいといわれますが、そうした都会の中で本村出身者たちがあたたかい人間関係を育て、ふるさとの話題に花を咲かせていることは、ほんとうにうれしいことで、今後のより発展を期待したいものです。

けいじばん

■人の動きあれこれ

―出生―

（中谷）樋口義成 一則 二男

（中通）安江貞男 太一 長男

（陰地）安江正明 孝二 二男

―婚姻―

（安江）一三 （黒淵）

（竹田）ちづる （長野県）

（安江）尚夫 （大明神）

（今井）美枝子 （平）

（大坪）兼行 （上親田）

（安江）きさる （平）

（安江）健二 （多治見市）

（安江）ひろ美 （黒淵）

―死亡―

（平）安江 桂吉

（栃山）松岡 靖

（中通）村雲きのゑ

（柏本）安江 まつ

（神付）安江 くわ

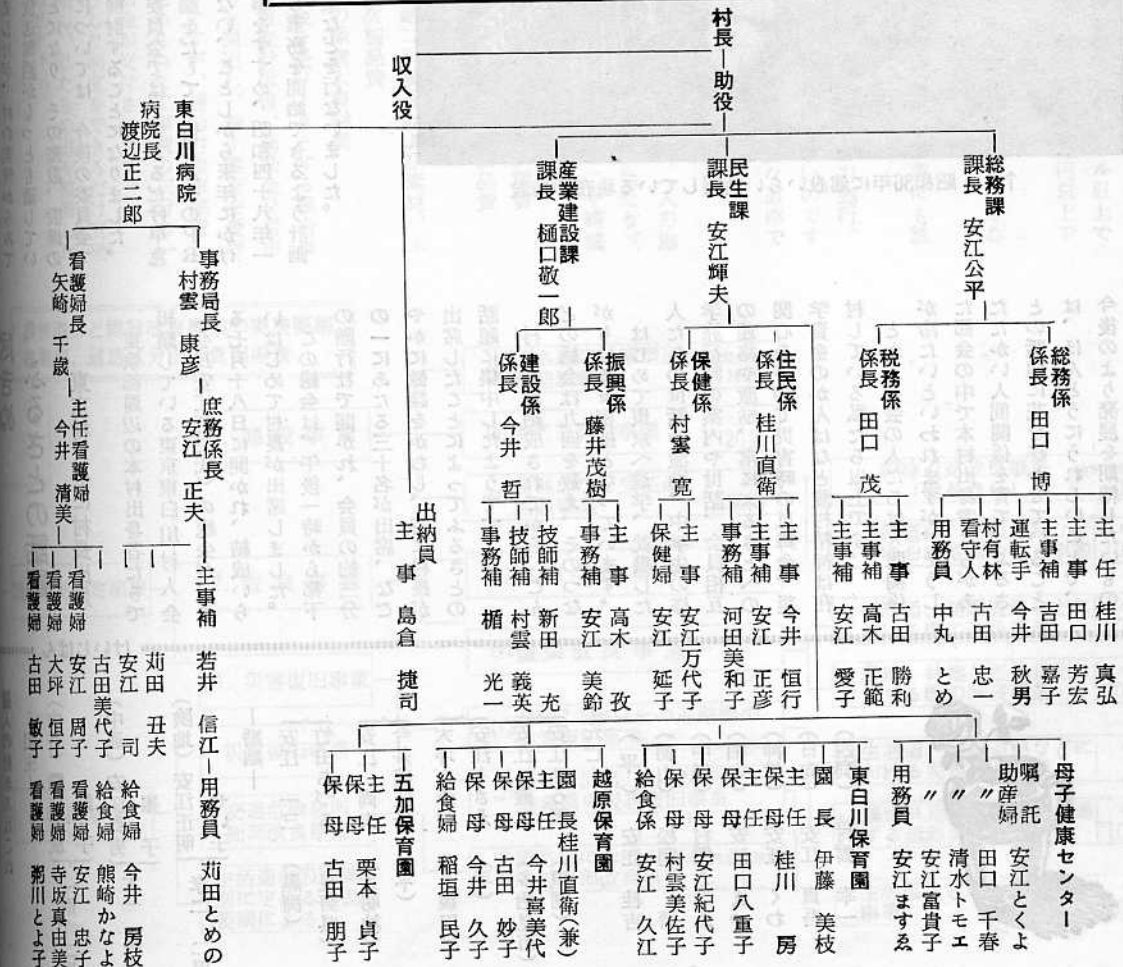
（日向）安江 貞吾

（西洞）村雲 幸一



役場の機構改革と職員配置替え

また、職員にはそれぞれの事務分掌がありますが、いままでのような○○君がいなければわかりませんといったようなことはできるだけ少なくし、皆さんに便利を図ります。



第二回定例会

補正予算など六件を可決

助役、収入役の選任同意も

さる七月八日東白川村議会第二回定例会が招集されました。

提出された議案は、次のとおりです。

一、昭和四十五年度東白川村病院事業会計決算認定

一、昭和四十六年度東白川村一般会計補正予算

一、助役選任同意

一、収入役選任同意

一、東白川村課設置条例の設定

一、有線放送電話設置

いずれも慎重審議の結果原案どおり可決または同意され、会期一日で閉会されました。

会議のあらましは次のとおりです。

議案審議にさきだち、今井監査委員から昭和四十五年度五月分及び昭和四十六年度五月分の一般会計、特別会計、昭和四十六年度五月分病院事業会計についての現金出納検査の結果、計数ならびに歳計現金の保管状況は正確、適正であるとの報告がありました。

■昭和四十五年度病院事業会計決算

提案理由、内容説明に続き質疑が行なわれ討論に入りました。

一 今井（悟）議員

苦しい経営状態を国または県に訴えて大幅な助成がなされるよう強く働きかけてほしい。

一 安江（勝）議員

諸物価高騰の原因は国政に問題があり、病院の赤字会計はやむおえないのでこの赤字補てんについては国、県へ強く要請されたい。

一 安江（慎）議員

病院会計について当局の努力にもかかわらず赤字となるのは、地域の実情からやむをえないと思うが今後いっそうの努力を望む。

討論が打ち切れられ採決の結果全員賛成で、四千六百四十四万二千九十円の決算が認定されました。

■昭和四十六年度一般会計補正予算

一 安江（慎）議員

道路行政の飛躍的向上であり賛

成する。

一 村雲（一）議員

農林道関係事業、生活道開設補助金交付要綱の設置は前々から要望していたことであり誠に喜ばしい。要綱の内容についてはよく村民に知らせてほしい。

一 安江（勝）議員

要綱はわれわれ多年の主張であり、こんどの制定により村民が等しく恩恵を受けることとなり非常に喜ばしい。

■補正予算追加総額千二百三十二万七千円の主な内訳

▼民生費

親田老人クラブ結成費補助金 一万円

▼農林水産業費

栃山農道開設工事費 四百万円

曲坂林道橋梁改良工事委託費 二百四十九万六千円

穴沢林道橋梁改良工事委託費 百十五万六千円

小峠林道開設工事請負費追加 七十四万六千円

穴沢、寒陽気林道改良工事請負費 七十三万三千円

久須見、上親田林道橋梁改良工事請負費 八十三万五千円

▼土木費

村単生活道開設工事補助金 三十万円

▼教育費

準要保護児童生徒就学援助費 百二万五千円

中学校技術教育費補助金

▼災害復旧費 三十七万円

八・一七災害復旧誌作成費 十五万円

■東白川村課設置条例

現在の役場の機構を改革し、総務課、民生課、産業建設課の三課を設けるとの内容説明があり全員賛成で可決されました。

一 安江（勝）議員

積極的に賛成ではないが村長の説明によると、新風を吹き込むための設置であるということなので人事は運営の妙であり円滑な運営をしていただくよう希望し賛成する。

■有線放送電話設置について

五月二十五日、農協役員一同より陳情書をもって「有線放送電話を村において継承経営をしてもらいたい」という申し出がありました。

これについて村長より次のとおり提案がありました。

「本村は、昭和四十七年度において有線放送電話を設置するものとする。なお、東白川村農業協同組合に所属する既存有線放送電話施設は村が設置する完成時点において、その業務ならびに施設などいっさいを引き継ぐものとする。」これに対し議会は全員賛成により可決しました。

六月十八日

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

道路整備を重点に

～ 諸問題に活発な質疑 ～

一般質問

― 村雲（茂）議員

給食センターの建設について加子母村との一部事務組合議会の内容について質問する。

― 村長

六月二十八日初議会が招集された。位置の問題は中央に近い所、分担経費は折半の意見が議長から出されたが加子母村はまだこのことについて話し合いがなされていなかった。今後よく検討して話し合いで決めるということで終わった。

田口教育主事から当日の会議の模様と決定した役員について報告がありました。

組合員会議長 加子母村議長

副議長 東白川村議長
監査委員（議会選出）
加子母村 田口 茂雄
（知識経験者）
東白川村 小池 正二

― 今井（恒）議員

農林道開設事業実施要綱および生活道開設事業補助金交付要綱が実施されることになったが、予算の裏付けのない場合仕越事業となつたとき住民に不利となるので、道路行政については多少無理をしても予算の計上を望むが村長の意見を伺いたい。

― 村長

道路、通信網の整備は重要であり道路問題解決を重点施策としていきたい。

― 安江（勝）議員

次の三点について質問します。
一、村長の基本的な施政方針について
二、老人医療費の無料化について
三、老人医療費の無料化について

二、老人医療費の無料化について
県下でも実施している町村が多いが、本村としても七十歳以上について実施し必要財源を国に負担させるよう働きかけたらどうか。

三、学校用務員の設置について強い要望があるが、給食センター

化に伴う給食婦の人員削減により用務員として登用するか、また、転任からはずれた給食婦についての仕事の態度についての

村長の考えは。

― 村長

一、施政方針については、村民の期待要望を予算を通じて肉付けし実現していくとともに身近な問題から解決していく。

二、老人の医療問題は既定方針どおり十月から実施したい。年令七十歳以上ということは四十七年度は重要な問題が残っているので無理であるが、四十八年度から実施したい。

三、学校用務員設置、給食婦の身分保障については給食センター建設後四名用務員に転任せ、期限付き採用者については問題はないが、引き続き勤務希望者があれば考慮する。

― 神戸議員

主要地方道改良促進については今後とも努力したい。平バイパスは交通緩和に非常に役立つと思ふが、くろいぬ屋付近の三叉路地点は改良されたがまだ車の大型化により難渋している。バイパス完成後三叉路から直線でバイパスに接続する考えはどうか、また、バイパス完成後の官公署の配置計画はどうか。

― 村長

主要地方道については早期完成を目的に促進運動を続ける。バイパスとの連絡路線については懸念のものであり、用地などについて

は地元議員の協力を望む。

官公署の配置については前村長の要望もありその時点で考えていく。 一般質問終わり

― 議長

育英奨学金の寄付採納額が村長あてに出されている旨を報告し村長の考えを聞く。

― 村長

検討の必要もありいちおう預かっておく。

■東白川村助役、収入役任期満了に伴う選任につき同意を求める無記名投票により全員賛成、原案どおり助役、桂川真郷氏、収入役、小池正二氏が再任されました。

先進地を視察

一部事務組合議員

加子母村との共同での給食センター建設に伴う両村の組合議員が、さる七月十九日静岡県浜岡町にある給食センターを視察しました。

このセンターは、最新式のオール電化のもので、こんど両村で建設するセンターの施設、設備を検討するために行ったものです。今後の組合議会でも、そういったことが決定され、ちかちか設計に着手されます。

議会短信

に議会の意志が決定しました。
三、軽舗装事業について
工法の選定などよく検討するようにという意見でした。

四、その他

イ、給食センター視察結果報告
ロ、知事への陳情について
村長の陳情内容は主として山村開発センター、主要地方道改良促進の二点にしたい。

七月二日
産業土木常任委員会が開かれ農林道開設改良事業実施要綱について検討されました。

村道軽舗装について検討されたほか、神矢橋塗装、村内道路視察、災害復旧など諸問題にわたり協議されました。

七月三日
新議員全員による議員研修会が役場で行なわれ、小池収入役を講師として公営企業法と会計について研修がなされました。

三日には総務常任委員協議会が開かれ全議員による村有林視察が計画され、毎月一回ずつ行ない全部を五、六回で終わる予定です。

七月十四日

議会全員による村有林視察が行なわれました。古田看守人と桂川村有林担当主任の案内で新果の官行造林と村有林を現地にて説明を受け、引き返した。平

部落納付率で計算

完納するとよくなる補助金

納税貯蓄組合に対する補助金交付規則が改正されました。

今までは、納税貯蓄組合預金をもって、あるいは納税貯蓄組合を通じて納期内に納付された村税の額に一率に千分の五を乗じて得た額と、二万円に納付率を乗じて得た額の合計額が補助金として交付されていましたが、今回の改正でこれらの交付基準が合理化されたのです。

すなわち、新しい規則では、納付される村税を、普通徴収される個人の村民税の第一期分から第四期分まで、固定資産税の第一期分から第四期分までおよび軽自動車税に区分し、さらに各部落ごとに区分して、そのひとつひとつについて、その部落の組合員の八十パーセント以上が納期内に納付した場合に限り、その納付した金額に次の表の交付率を乗じて得た額が

納期内納付組合員の割合		交付率
十分の八以上十分の九未満	千分の四	
十分の九以上十分の十未満	千分の五	
十分の十	千分の六	

補助金として交付されることになりました。

したがって百パーセント完納であれば、その部落で納めたその期分の税額の千分の六に相当する額の補助金が交付され、九十パーセントの組合員が完納であれば千分の五の交付率で補助金が交付され

食中毒はこれから

~~~~~冷蔵庫も要注意

ことしもまた赤痢や、食中毒の季節になりました。

食中毒は、毎年七・八・九月がいちばん多く発生していますので、いっしょに気を付けてください。

食生活が近代化され、合理的になった現在でも、食中毒は減っていません。食物による事故の大半は、衛生知識の不足や不注意によって起こる場合が多いのです。

常に衛生的で、安全なものでなければなりません。

栄養価の高い食品であっても、細菌に汚染されていて有毒なものであつては、食品の価値はあまり

46年度 村民税 第1期分納付状況

| 順位 | 納税区 | 期限内納付率 |
|----|-----|--------|
| 1  | 口通  | 100    |
| 1  | 大谷  | 100    |
| 1  | 中谷  | 100    |
| 1  | 加舎  | 100    |
| 1  | 黒尾  | 100    |
| 1  | 大洞  | 100    |
| 1  | 柏神  | 100    |
| 1  | 宮本  | 100    |
| 1  | 下野  | 100    |
| 10 | 大沢  | 98.97  |
| 11 | 栃山  | 98.72  |
| 12 | 曲坂  | 98.42  |
| 13 | 平   | 97.58  |
| 14 | 陰地  | 92.45  |
| 15 | 西洞  | 92.20  |
| 16 | 神上  | 91.14  |
| 17 | 親須  | 91.05  |
| 18 | 上久見 | 90.64  |

るわけです。

また反面、納期内に完納した組合員の数が八十パーセントに達しない場合は、補助金が全く交付されないこととなります。

せん。

最近特に、食品工業の著しい発展に伴ない、加工操作が複雑になって、そのため消費者の口に入るまでの行程が長くなり、とうぜんその間においての衛生上の諸問題も多くなっています。

また、多くの種類の食品が回り各食品店にならぶようになりました。

それだけにいかに運ぶ人も売る人、加工する人、また、消費者も食品に対する衛生知識を身につけなければなりません。

村内の皆さんも、この食中毒のシーズン中、食品衛生に細心の注意をはらって健康を守ってください。

## 道路を守る月間

### 道を広く美しく

八月一日から三十一日までは、道路を守る月間です。

道路の正しい使用と、愛護の思想を高めることにその目的があり全国各地で、催し物や、その運動がくり広げられています。

私たちが実施したいこととしては、交通安全のための危険箇所の点検や、対策、施設の整備、正しい道路の使用があります。

特に、道路に材木や、商品、自動車、いろいろな物を置かないことも、道路愛護の精神につながります。

お隣の加子母村では、次のとおり村章を募集していますからふるって応募してください。

### 趣旨

健康で明るい村づくりをめざす象徴となるもの。

### 応募点数

ひとり二点以内

### 応募方法

用紙は画用紙（縦十五センチ横十センチ）を使用し一枚一点とする。

使用する色は黒一色裏面に住所、氏名、年令、職業を明記。

作品説明書（百字以内）を作品ごとに添付する。

作品は折らないこと。

### 締切り日

昭和四十六年八月三十一日

### 送り先

恵那郡加子母村役場企画課

### 入選発表

昭和四十六年十三月中旬（入選者には通知する）

### 賞金

入選一点 三万円

佳作二点 五千元

### その他

応募作品は返却しない。応募作品は未発表のもの。

入選作品の版權は主催者に帰属する。

# 川はきれいになったか もういちどみんなを確認を

ごみや汚れを追放して白川を守ろうと、昨年一年間村ぐるみ川をきれいにする運動を推進してきました。

その成果は広報でもお知らせしたように、まだまだといった状態

自然を大切にしましょう

山いわく「ひゃーッ、これじゃ

たまらない、たすけてーッ



のようです。

ことは、その二年目を迎えるの運動をより盛り上げるために、もういちど私たちが気をつけたいこと、守らなければならないことなどを再認識したいものです。

考えられる次のようなことは、

ぜひ守りましょう。

— 一般家庭

ごみは必ず焼きて、谷や川へはぜつたい捨てないこと。

不燃物は、埋めるようにしたいものです。

— 農家

家畜の糞尿についてはいちばん苦情が多く、谷や川への流出はぜひ考えてもらいたいもの。

また、農薬の取り扱いには万全に、雑草も流さないように。

— 工場関係

おがくず、板くず、皮などは焼き捨て、川へ流さないようにしましょう。

工場廃液の処理は万全に。

— 学校、父兄

指定水泳場付近の危険物（ガ

— 三歳児検診 —

三歳児は自分のことを考えるのにせいいっぱいだったのが、友だちあそびができはじめるたいせつな時代となります。

また、身のまわりのこと、家の中のおてつだい、食事をひとりですること、パンツをおろしてやれば排便ができるなど、自立ができていく年齢です。

さらに、からだの面、精神発達の間でも小さな異常がわかってきますので、次の点について検討してみてください。

— からだの面 —

◆ 眼

視力が弱いのは本をみる時など本を近づけるためよくわかります。

また斜視、とくに内斜視（より目）のことも三歳以後になると、治りにくくなるので眼科の診療を受けてください。

◆ 耳

耳がまったく聞こえないのは赤ちゃん時代からわかりますが、高い音、低い音が聞こえにくいこ

のないようにしましょう。

— 子ども会

川での危険な遊びをしないよう指導を。

もは、三、四歳ごろになって、はじめてわかることがあります。

◆ 歯

むし歯がふえます。定期的に、半年に一回は歯の検診を受けましょう。受け口、歯列不整などは、永久歯にかわるまではようすをみましょう。



幼児の巻 ④

◆ その他

脱腸、睪丸が陰のうの中におりない（停留睪丸）ものは手術を急ぐ必要があり、心臓の病気などのあるものは手術をするかどうか決めてもらう必要があります。

— 精神発達面 —

◆ 知恵おくれ

まわりへの関心がないとか、ことばのおくれがひどい、運動機能

がおくれているときは、児童相談所などの相談を受けてみましょう。

◆ 異常な習慣

指しゃぶり、爪かみ、内ぺんけい、かんしゃくもちなどの問題のあることには、遊びに自信をつけた社会へよく慣らすために、散歩や、ひとり遊び、友達遊びのまわりのことや、家庭のつたないなどさせて、赤ちゃん扱いをしないように気をつけることが、たいせつです。

「三つ子の魂百までも」といわれるくらい幼児時代の生活経験、性格づくりの基礎となる幼児教育は重要な意義があります。

心身の健全な発育状態をチェックする上で、毎年、法律で義務づけられている三歳児いっせい検診が、こししも九月十六日に実施の予定で。対象者は昭和四十三年十月一日より昭和四十三年九月三十日までの満三歳児です。

ふだんから心配しておられる点など、ゆつくり相談してみてください。

間川へごみを流すこと、増水したのを機に汚物や、ごみを流しているなどがあります。

こうした行方は、道徳上からも